心豊かに元気に暮らし、地域ぐるみで支えあうまち

南魚沼市の介護保険

ご利用の手引き

制度の改正や事業所情報の更新により、掲載内容を随時改訂しています。
最新版は南魚沼市公式ウェブサイトでご覧いただけます。印刷も可能です。

南魚沼市　介護パンフ　検索

クリック！

令和8年8月版

も　く　じ

ページ

介護保険制度の目的は「自立支援」です　1

南魚沼市の高齢者福祉・介護保険事業　2

介護保険のしくみ　3

介護保険の各種サービス・事業利用の流れ　4

基本チェックリスト　5

健康増進・介護予防に取り組みましょう　6

介護予防・日常生活支援総合事業のご案内

① 一般介護予防事業　7

② サービス・活動事業　8

要介護認定の手続き　9

10

介護保険サービスの利用の手順

居宅サービスの利用の手順

施設サービスの利用の手順　11

介護保険サービスの利用者負担割合　12

居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）　13

居宅サービスの種類と費用の目安

在宅生活を支援する介護サービス

訪問介護　14

訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション　15

通所介護（デイサービス）　16

認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）、居宅療養管理指導　17

通所リハビリテーション（デイケア）

短期入所療養介護（ショートステイ）　18

短期入所生活介護（ショートステイ）　19

小規模多機能型居宅介護

看護小規模多機能型居宅介護　20

居宅サービスには「利用の限度」があります　【利用限度額】　21

在宅環境を整備するためのサービス

福祉用具貸与（レンタル料の補助）　21

特定福祉用具購入（購入費の補助）　22

住宅改修費の補助 23
在宅での生活が困難な人のためのサービス
認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム） 24
特定施設入居者生活介護 25
施設サービスの種類と費用のめやす
（特別養護老人ホーム）
介護老人福祉施設（定員 30 人以上）
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員 29 人以下） 26
介護老人保健施設
介護療養型医療施設 27
利用者のための負担軽減制度
施設サービスには「負担限度額制度」があります 28
自己負担額が高額になったとき「高額介護サービス費」
「高額医療合算介護サービス費制度」をご存知ですか 29
社会福祉法人等による利用負担軽減制度 30
南魚沼市　介護サービス事業所マップ 31
32
介護保険外施設のご案内 33
高齢者福祉サービスのご案内 34
こんなとき成年後見制度を活用しましょう 35
地域包括支援センターにご相談ください 36

（凡例）

予防

介護予防サービスも併せて行っている事業所です。要支援 1～2 の人も利用できます。

密着

地域密着型サービスのことです。地域住民と関わりながら住み慣れた地域で生活を継続するためのサービスです。南魚沼市の被保険者でなければ利用できません。ただし、南魚沼市の被保険者でなくても住所地特例者は通所系サービスを利用できます。

★

14 ページ（訪問介護）、16 ページ（通所介護）の★印が付いている事業所は、介護予防・日常生活支援総合事業の「従前相当の訪問介護・通所介護サービス」を利用できる事業所です。詳しくは 8 ページをご覧ください。

介護保険制度の目的は「自立支援」です

「できる限り、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを最後まで」
誰もが願うことです。
しかし、これからの超高齢化社会では、介護保険のサービスを提供する人材は今後ますます不足します。もう、介護のプロにお任せしっ放しの時代ではありません。

みなさんひとりひとりが、早くから介護予防に取り組み、お互いが地域の支えあいの担い手となることで、地域での暮らしは持続可能なものとなります。

介護や支援が必要になったとき、心身の状態がさらに悪くならないように、自分でできることが増えるように、上手に介護保険のサービスを活用しましょう。

介護保険法　一部抜粋

第１条（目的）

加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、**これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができる**よう、サービスの給付を行い、**国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。**

第４条（国民の努力及び義務）

国民は、自ら要介護状態となることを予防するため、加齢に伴って生ずる心身の変化を自覚して常に健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態となった場合においても、進んでリハビリテーションその他の適切な保健医療サービス及び福祉サービスを利用することにより、**その有する能力の維持向上に努めるものとする。**

南魚沼市の高齢者福祉・介護保険事業

南魚沼市では、高齢者福祉・介護保険事業計画（第９期）に基づき、次のような事業を行っています。生き生きとした高齢者の生活を支えるために、３つの事業を切れ目なく一体化して提供していきます。

介護保険事業

●在宅生活を支援する介護サービス

◆訪問介護 （ホームヘルパーによる生活援助）
◆訪問看護 （看護師などによる医療的援助）
◆訪問リハビリ （理学療法士等によるリハビリ訓練）
◆訪問入浴介護 （入浴車による入浴援助）
◆通所介護 （デイサービスセンターでの食事・入浴と機能訓練）
◆通所リハビリ （リハビリセンターに通って受ける機能訓練）
◆居宅療養管理指導（医師、歯科医師、薬剤師などの訪問による管理指導）
◆短期入所 （特別養護老人ホーム等へのショートステイ）
◆住宅改修 （手すりの取り付け、段差の解消等の工事費補助）
◆福祉用具のレンタル費用や購入費の補助

●施設に入所・入居する介護サービス

◆特別養護老人ホーム ◆老人保健施設 ◆介護医療院
◆認知症高齢者グループホーム ◆特定施設入所者生活介護

●要支援状態から要介護状態にならないための予防サービス

高齢者福祉サービス

●生きがいづくり

◆老人クラブ、シルバー人材センター
◆敬老会事業 長寿祝い

●生活支援

◆紙おむつ給付事業
◆緊急通報装置貸与事業
◆高齢者及び要配慮世帯住宅除雪援助事業
◆在宅要介護高齢者家族手当支給事業
◆高齢者・障がい者向け住宅整備補助事業

●住まい

◆軽費老人ホーム
◆有料老人ホーム等

●憩いの場

◆老人福祉センター、福祉センター

地域支援事業

●65 歳以上の方への一般介護予防事業

◆筋力づくり教室 ◆ふれあい・いきいきサロン
◆水中運動教室 ◆まめでいきいき倶楽部

●要支援１・２、基本チェックリスト該当者へのサービス・活動事業

◆筋力アップ教室
◆訪問型サービス・活動 A（生活援助）
◆お口の健康訪問 ◆心の健康訪問

●高齢者の権利擁護

◆虐待の防止活動、相談支援
◆成年後見制度の普及、啓発

●認知症の人との共生社会実現に向けた取組

●よりよい地域包括ケアシステムの構築

介護保険は社会全体で高齢者を支えるしくみです

被保険者
（介護保険の加入者）

65 歳以上の人は、第１号被保険者です。

40 歳から 64 歳までの人は、第２号被保険者です。

40 歳以上の人は法律の規定により加入します。

◆サービスの提供

契約

◆サービスを利用し、介護費用の１～3割※を支払う。

サービス事業所
（介護サービスの提供者）

●民間の社会福祉法人などが運営します。
●法律で定められたサービスを提供します。
●法定基準に基づいて県・市が指定します。

◆保険証の交付
◆保険料の賦課
◆認定結果などの通知

◆介護保険料の納入
◆要介護認定等の申請

◆介護費用の 9～7 割を請求
◆利用状況等の報告

◆介護費用の 9～7 割を支払※
◆事業内容の指導・監督
◆事業所の指定・認可

◆事業所の指定・認可
◆事業内容の指導・監督

南魚沼市
（介護保険の保険者）

●介護保険は市町村単位で運営します。
●市町村ごとに保険料を決めます。
●介護費用の 1/8 を負担します。

◆介護費用の 3/8 を支払
◆保険運営の指導・監督

国・県
（介護保険の監督者）

●介護費用の 3/8 を負担します。
●介護保険制度全体の監督・改善を行います。

※所得によって自己負担額が変わります。

高齢者サロン、各種教室、サポーターの育成なども介護予防を目的に介護保険で運営しています。
市民の介護予防への取り組み状態が、将来の市の介護保険料にも影響します。

介護保険の各種サービス・事業利用の流れ

相談受付：介護高齢課・塩沢市民センター・各地域包括支援センター
「足が弱ってきたので運動できるところに行きたい」　「一人での入浴が不安」
「入院して寝たきりになった」　「施設の入所を検討している」　など

○相談内容と意向を確認し、本人にあったサービスの利用方法を決定します。（下記参照）

ポイント：介護保険の大きな目標は、「自立支援」です。

- 介護が必要となる前から、一般介護予防事業や総合事業を利用して、身体機能の維持をしていくことをおすすめします。
- 介護保険サービスは、その時の状態に合った要介護度で利用していくことが望ましいです。
- 介護保険サービス利用中も、状態の変化と介護の状況に応じて、要介護認定を再度行うことができます。

基本チェックリスト実施
※次ページにあります。
※すぐに結果は出ます。

自立した生活が送れる人（非該当）

生活機能低下がみられる人（事業対象者）

要介護認定の申請　※詳しくは P9 へ

認定調査・主治医意見書（必要により受診）

結果が出るまで　約１か月かかります

自立

要支援 1・2

要介護 1～5

地域包括支援センター

居宅介護支援事業所

介護予防ケアマネジメント

介護予防支援

居宅介護支援

① 一般介護予防
※詳しくは P7 へ

② サービス・活動事業
（第１号事業という）
※詳しくは P8 へ

○介護予防サービス
○地域密着型介護予防サービス
※詳しくは P13～

○居宅サービス
○地域密着型サービス
※詳しくは P13～

○施設サービス
※詳しくは P26

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

介護予防給付

介護給付

地域包括支援センターが皆様の今の状態に合わせた介護予防をお手伝いします！

基本チェックリスト

介護予防が必要な人を早期に発見し、介護が必要な状態を未然に防ぐために、厚生労働省が作成した質問項目のことです。判定結果にもとづき介護予防が必要と判断された人には、サービス・活動事業への参加案内をいたします。

No.	質　問　項　目	※最近の状況について、いずれかに○をつけて下さい		第1号事業対象基準	
0	現在の健康状態はいかがですか。 1. よい　2. まあよい　3. 普通　4. あまりよくない　5. よくない			チェック	種別
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	□ NO.1～20の項目の1が10個以上	生活機能低下
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	□ 1が3つ以上	運動機能低下
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ		
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ		
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ		
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ		
11	6ヵ月で2～3kg以上の体重減少はありましたか	1. はい	0. いいえ	□ 1が2つ該当	低栄養
12	あなたの身長・体重を書いてください　BMIが18.5未満である	1. はい	0. いいえ		
	身長　　cm 体重　　kg（BMI＝　　）※BMI＝体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）				
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ	□ 1が2つ以上	口腔機能低下
14	お茶や汁物などでむせることがありますか	1. はい	0. いいえ		
15	口のかわきが気になりますか	1. はい	0. いいえ		
16	週に1度以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ	□ 1が1つ以上	閉じこもり
17	去年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1. はい	0. いいえ	□ 1が1つ以上	認知機能低下
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ		
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ		
21	（ここ2週間）毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ	□ 1が2つ以上	うつ傾向
22	（ここ2週間）これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ		
23	（ここ2週間）以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ		
24	（ここ2週間）自分は役にたつ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ		
25	（ここ2週間）わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ		

第1号事業対象（□のチェックが1つ以上）		64歳以下	介護認定
有	無		

※ 非該当の場合は一般介護予防事業へ（P7 へ）

まずは

健康増進・介護予防に取り組みましょう

介護予防とは、介護が必要な状態になることをできる限り防ぐとともに、重度化の予防や元気な状態を維持・向上していくことを目的としています。

加齢により心身の機能が低下して、「健康から要介護」に移行する中間の段階をフレイルといいます。このフレイルの段階で適切な対策を行えば「要介護」になることを遅らせることができます。

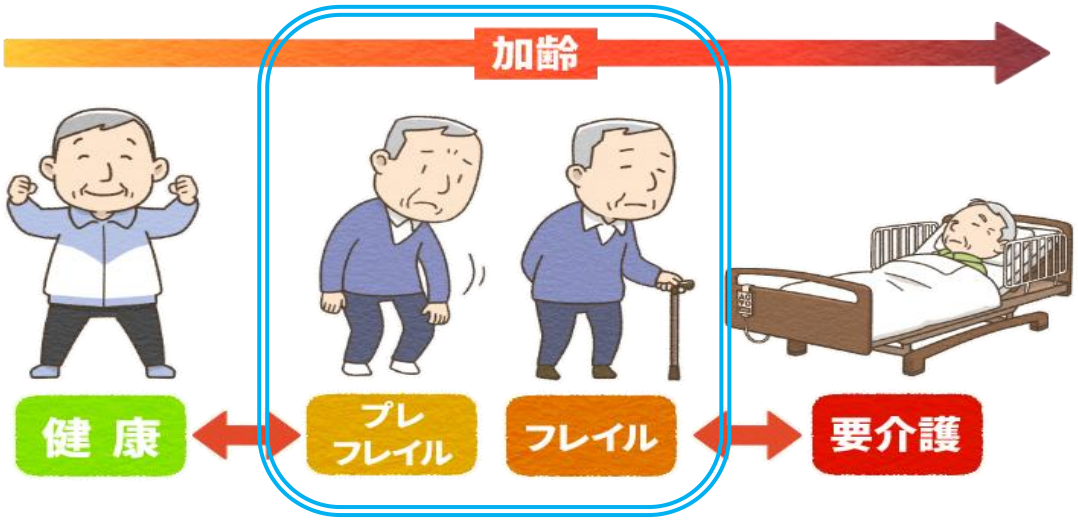

フレイル予防の３つの柱は、「栄養・口腔機能」「身体活動（運動・生活活動）」「社会参加（趣味・ボランティア・就労など）」です。どれか一つでもかけるとフレイルになる可能性があります。サービスだけでは改善できないので普段の生活や地域の中での取り組みが重要となります。

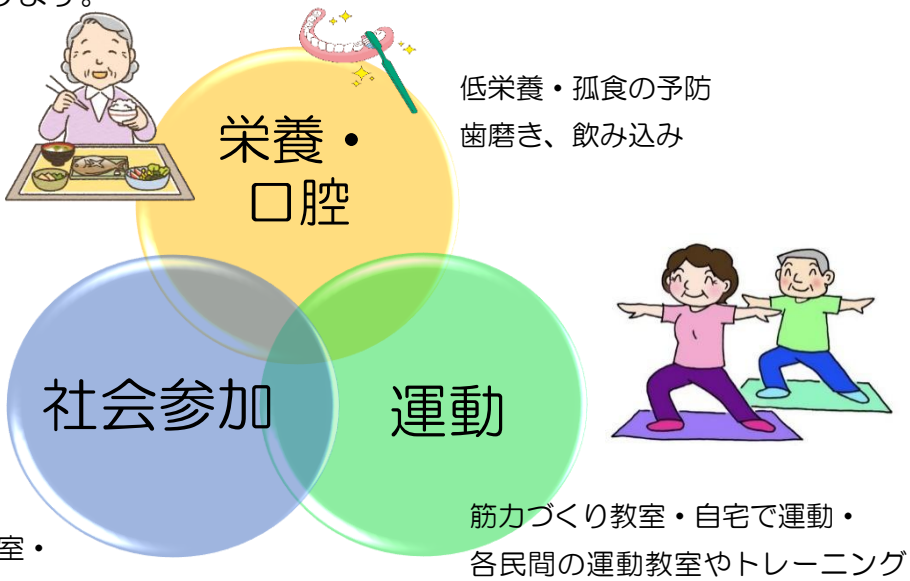

低栄養・孤食の予防
歯磨き、飲み込み

お茶のみ・公民館での教室
地域のサロン・筋力づくり教室・
ボランティア活動・就労

筋力づくり教室・自宅で運動・
各民間の運動教室やトレーニング
センター・一般介護予防事業など

※認知症の予防・介護・利用できるサービスについては、「認知症あんしんガイド」を参照ください

介護予防・日常生活支援総合事業のご案内
～いつまでも元気でいるために地域ですすめる介護予防～

一般介護予防事業と、サービス・活動事業を合わせて
『総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）』と呼びます。

介護予防・日常生活総合支援事業は、いつまでも住み慣れた地域で自立した生活を送れるように、地域全体で介護予防を支援するものです。

①　一般介護予防事業

（対象者）65 歳以上の全ての高齢者

事業名	内　　容
ふれあい・いきいきサロン	地域のボランティアが開催するお茶の間サロンです。外出や他者との交流を目的に行います。　◆問合せ：南魚沼市社会福祉協議会
まめでいきいき倶楽部	運動器の機能向上訓練と認知機能低下予防訓練を中心に、栄養改善と口腔機能向上を組み入れた教室です。　◆問合せ：介護高齢課
水中運動教室	水中歩行と軽めのアクアエクササイズを行います。水中で行うことで膝・腰への負担を減らします。　◆問合せ：介護高齢課
筋力づくり教室	筋力づくりサポーターによる筋力の改善・向上のための運動教室です。地区の集会場等で行っています。　◆問合せ：介護高齢課
口腔健康教室	歯科衛生士による講話や口腔体操、お口の手入れの実習を行います。　◆問合せ：介護高齢課
お口の健康訪問(一般)	希望者に歯科衛生士が訪問して、口腔体操や衛生指導を行います。　◆問合せ：介護高齢課

介護予防と４つの助

介護保険制度は住民一人ひとりの「自助」のもとに成り立っています。
一人ひとりの「自助」を支えるための住民同士の支えあいが「互助」です。サロンや趣味活動など様々な取り組みに参加することや、自身がサポートする側として社会的な役割を持つことが、介護予防につながります。

自助
自分のことを自分でする
・自分の健康管理
・市場サービスの購入

互助
地域などで支え合う
・近隣の助け合い
・ボランティア、ＮＰＯ
・お茶のみ仲間　など

共助
社会保険制度を活用する
・介護保険
・医療保険

公助
公的サービスを受ける
・高齢者福祉事業
・生活保護
・人権擁護、虐待対策

②　サービス・活動事業

（対象者）要支援１、２の人 及び サービス・活動事業対象者

<table>
<tr><th>事業名</th><th colspan="3">内　　容</th></tr>
<tr><td>１従前相当の
訪問介護・通所介護
サービス</td><td colspan="3">14 ページの訪問介護、16 ページの通所介護と同様の内容です。要支援の認定を受けていて、身体介護が必要な場合などに利用できます。地域包括支援センターにご相談ください。対象事業所は 14、16 ページの★印がついた事業所です。</td></tr>
<tr><td rowspan="8">２通所型サービス
筋力アップ教室</td><td colspan="3">デイサービス事業所等で専門の指導者が運動指導等を行いながら、楽しく機能改善・向上を目指します。（週１回・１回 448 円）</td></tr>
<tr><td>地図番号</td><td>南魚沼市の事業所</td><td>所在地</td></tr>
<tr><td>7</td><td>心と体の機能回復センターまこトレ</td><td>中 793-1</td></tr>
<tr><td>14</td><td>みなみ園デイサービスセンター</td><td>六日町 712-4</td></tr>
<tr><td>18</td><td>まちトレ南魚沼</td><td>六日町 801-9</td></tr>
<tr><td>25</td><td>きたえるーむ南魚沼</td><td>上原 53-1</td></tr>
<tr><td>28</td><td>はつらつリハビリ越南</td><td>五日町 2405</td></tr>
<tr><td>35</td><td>萌気園通所リハビリセンター浦佐（元気アップ教室）</td><td>浦佐 330-5</td></tr>
<tr><td>３訪問型サービス・活動Ａ
（生活援助）</td><td colspan="3">要支援の認定を受けている方に掃除、買い物、調理、ゴミ出し、その他生活援助を住民主体の活動として行います。（週２時間まで・１時間 200 円）</td></tr>
<tr><td>心の健康訪問</td><td colspan="3">生活や健康面に不安がある人、気持ちが落ち込むことが多い人に、専門職が訪問し、相談に応じます。（月１回６か月間・無料）</td></tr>
<tr><td>お口の健康訪問</td><td colspan="3">口腔機能が低下している人に、歯科衛生士が訪問して、口腔体操や衛生指導を行います。（月１回４か月間・初回のみ 300 円）</td></tr>
<tr><td>４生活支援サービス
食の自立支援事業</td><td colspan="3">調理や買い物が困難な、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の人に、低栄養改善のために昼食を配達し、安否も確認します。（月～金で上限５回・１食 350 円）</td></tr>
</table>

これからの介護予防は、機能回復訓練などの高齢者本人に向けた取組だけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割をもって生活できるような居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境への働きかけも含めた、バランスの取れたアプローチが重要です。

目標設定

ケアマネジャーと一緒に、困っていること・生活で大変なことを確認し、あなたの望む暮らしが実現できるように目標を決めます。

目標に向けた取り組み

生活改善するために普段の生活の中での取り組みが重要です。

家庭での役割や地域での生きがいづくりに取り組みましょう。

サービス利用をしながら、運動の仕方や楽に動ける方法・道具の使い方を介護のプロから教えてもらいましょう。

目標達成

目標の達成ができたら、自宅や地域での通いの場・趣味活動に参加することで、維持をしていきましょう。

要介護認定の手続き

利用する介護保険のサービスによっては、まず要介護認定を受ける必要があります。
要介護認定は、その人にとって、どれくらいの介護（介護にかかる時間）が必要であるかを判断するための審査です。

要介護認定の申請

◆ご本人はもちろん、ご家族の人でも申請できます。
◆申請場所
　本庁舎：介護高齢課介護保険係、南魚沼地域包括支援センター
　塩沢市民センター：塩沢地域包括支援センター
　大和地域包括医療センター：大和地域包括ステーション
◆介護の被保険証と健康保険証をご持参ください。
◆申請時に、要介護認定が必要となった理由・状況などをお聞きします。
◆第２号被保険者（40 歳～64 歳の人）は、下記の「**特定疾病**」に該当しなければ申請できません。

①がん（特定疾病基準によるもの）②関節リウマチ　③筋萎縮性側索硬化症（ALS）
④後縦靱帯骨化症　⑤骨折を伴う骨粗鬆症　⑥初老期における認知症
⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病
⑧脊髄小脳変性症　⑨脊柱管狭窄症　⑩早老症　⑪多系統萎縮症
⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症　⑬脳血管疾患
⑭閉塞性動脈硬化症　⑮慢性閉塞性肺疾患
⑯両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
※交通事故などが原因の場合は対象外です。

主治医意見書

●主治医意見書は、市役所から主治医に対して依頼し、直接市役所に届きます。
●特定の主治医がいない場合は、医療機関を受診してください。
　その際には、「要介護認定の申請をしたい」と医師に相談してください。

調査員による調査（1 次判定）

◆認定調査員が、自宅・病院・施設等を訪問して、直接、ご本人の様子を調査します。
◆ご家族など、ご本人の日常の様子を熟知している人から立会っていただきます。
◆入院や治療中の場合は、状態が安定してからの調査になります。
◆調査の日程は、認定調査員（介護認定係：778-0221）からご家族に電話でご連絡します。

◆調査項目は全国一律で、コンピューターによって統一的に判定されます。

調査項目

●麻痺や拘縮の有無	●移乗・移動	●精神・行動障害
●寝返り・起き上がり	●えん下・食事摂取	●ひどい物忘れ
●座位保持	●排尿・排便	●薬の内服
●両足での立位保持	●口腔清潔・洗顔・整髪	●金銭の管理
●歩行	●衣服の着脱	●日常の意思決定
●立ち上がり	●外出頻度	●買い物
●片足での立位保持	●意思の伝達	●簡単な調理
●洗身・つめ切り	●短期記憶	●過去 14 日間に受けた医療
●視力・聴力		

審査会による審査（2 次判定）

◆１次判定の結果や主治医の意見書を基に、保健・医療・福祉の専門家で構成する審査会において、最終審査を行います。

認定結果の通知

◆申請から認定結果通知まで約１か月かかります。
◆主治医意見書および認定調査票がそろわない場合は、１か月半以上経過しても通知ができないことがあります。
◆要介護度と認定有効期間の確認をお願いします。

自　　立

要支援１～２

要介護１～５

・介護予防・日常生活支援総合事業（7・8 ページ）を利用できます。
・要支援 1～2 の人は、介護予防サービス（１４～２４ページの 予防 ）も利用できます。

介護保険サービス（１４～２７ページ）を利用できます。

更新申請：認定有効期間満了の 60 日前に更新申請のご案内をします。

区分変更申請：ご本人の身体状態に変化があり、介護の必要の程度に変更がある場合は、認定有効期間内でも認定の変更申請をすることができます。

介護保険サービスの利用の手順

居宅サービスの利用の手順

ご自宅で生活を継続するために必要なサービスです。ご自宅に訪問してサービスを提供する「訪問サービス」と、事業所に通って利用する「通所サービス」があります。また、ご自宅の改修費を補助する「住宅改修」や、福祉用具のレンタル費用・購入費用の補助などがあります。詳しくは、14～23 ページを参照してください。

①居宅介護支援事業所と契約して「ケアマネジャー」を決めます

◆市内の居宅介護支援事業所は 13 ページに掲載されています。最寄りの居宅介護支援事業所にご相談ください。（要支援１または２の方は地域包括支援センターにご連絡ください。）
◆ご自分で選択・契約することが困難な場合は、市役所にご相談ください。
◆ケアマネジャーは介護支援専門員の資格を有する介護の専門家です。日常生活や介護の方法など、さまざまな相談にのってくれます。

②「介護サービス計画（ケアプラン）」を作成します

◆ケアプランは、ご家族やご本人の希望を盛り込みながら、ケアマネジャーと相談して作成します。
◆どのようにご本人の状態を改善し、ご家族の介護負担を軽減するか等について検討します。一定の目標を立て、その達成度を評価しながら、その方に適したケアプランに変更していきます。

③サービス事業所と契約し、サービスの利用が始まります

◆ケアマネジャーが仲介しますが、ご本人・ご家族で事業所を見学するなどして決定してください。
◆契約はご本人とサービス事業所で締結します。提供されるサービスの内容や費用、緊急時の対応や苦情処理など、契約内容を確認してください。

施設サービスの利用の手順

ご自宅で生活を継続することが困難な人のために、施設に入所（入居）して、２４時間体制で生活援助などを行うサービスです。施設サービスの種類等については２４～２７ページを参照してください。

居宅サービスを利用している人	居宅サービスを利用していない人
⇩	⇩
ケアマネジャーと相談してください	直接、介護保険施設に申込みしてください

◆介護保険施設には、専属のケアマネジャーが配属されています。したがって、あらかじめケアマネジャーと契約する必要がありません。しかし、現在、居宅サービスを利用している場合は、現在契約しているケアマネジャーと相談してください。
◆施設へ「入所（入居）申込み」を行い、必要な書類を提出します。必要書類は施設によって異なりますが、医師の診断書が必要となります。

施設から「入所の決定」が通知されます

◆介護保険施設は、待機者が多いため、入所が決定されるまで相当期間がかかります。
◆入所の決定が出てから、ご本人と介護保険施設で契約を締結します。
◆ケアプランは、施設専属のケアマネジャーが作成しますが、基本的な考え方は居宅サービスと同じです。

介護保険サービスの利用者負担割合

介護保険サービスの利用者負担は所得に応じて１割～３割負担に分けられます。

①本人の合計所得金額など	②65 歳以上の世帯員全員の 課税年金収入＋その他の合計所得金額の合計	負担割合
･65 歳以上で 本人の住民税が課税で 本人の合計所得金額が 220 万円以上の人	65 歳以上が１人：340 万円以上 65 歳以上が２人以上：463 万円以上	３割
	65 歳以上が１人：280 万円以上 340 万円未満 65 歳以上が２人以上：346 万円以上 463 万円未満	２割
	65 歳以上が１人：280 万円未満 65 歳以上が２人以上：346 万円未満	１割
･65 歳以上で 本人の住民税が課税で 本人の合計所得金額が 160 万円以上 220 万円未満の人	65 歳以上が１人：280 万円以上 65 歳以上が２人以上：346 万円以上	２割
	65 歳以上が１人：280 万円未満 65 歳以上が２人以上：346 万円未満	１割
･65 歳以上で本人の住民税が課税で本人の合計所得金額が 160 万円未満の人 ･65 歳以上で本人の住民税が非課税の人 ･生活保護受給者		１割

※65 歳未満の要介護・要支援認定者は、全員１割負担です。

このパンフレットでは料金のめやすについて、１割負担の金額を掲載しています。２割負担の方は２倍の金額になります（３割負担の人は３倍の金額）。ただし、食費、居住費・滞在費は２倍（３倍）になることはありません。

また、自己負担額が一定以上になったときに払い戻される高額介護サービス費の制度（詳細は29 ページ掲載）もあります。

介護保険料を滞納すると、自己負担額が変わる可能性があります。

※料金のめやすは介護保険サービスの基本となる額を掲載しています。事業所の体制に応じて上乗せされる加算（介護職員処遇改善加算、サービス提供体制強化加算など）がありますので、詳しい料金はケアマネジャーまたは事業所にご確認ください。

居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）

介護保険サービスを利用するためには、ケアマネジャー（介護支援専門員）を決める必要があります。居宅介護支援事業所（または地域包括支援センター）と契約し、担当するケアマネジャーを決めてください。

ケアマネジャーは、介護保険の専門家です。要介護認定の申請の代行や、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成、サービス事業所との連絡・調整など、利用者と事業所・行政等との橋渡しを行います。

●市内事業所一覧

地図番号	要支援	要介護	南魚沼市の事業所	所在地	電話番号
5	○	○	まいこ園　介護支援センター	仙石 1-18	782-6500
10		○	居宅介護支援事業所　ゆきつばき	塩沢 1329-12	782-9875
13	○	○	南魚沼市　居宅介護支援事業所 （南魚沼市民病院附属在宅療養支援センター内）	東泉田 898-1	788-1227
16		○	こころの杜　居宅介護支援事業所	六日町 1148-1	770-1123
18		○	ケアセンターまちなかや南魚沼	六日町 801-9	775-7676
23		○	萌気園　居宅介護支援事業所	二日町 205-6	778-0322
24	○	○	居宅介護支援事業所 つむぐ （齋藤記念病院内）	欠之上 478-2	773-6818
26	○	○	南魚沼市社会福祉協議会　居宅介護支援事業所	泉甲 201-7	775-7971
27		○	ＪＡみなみ魚沼　居宅介護支援事業所	上原 110-9	780-2022
29		○	越南苑　居宅介護支援事業所	五日町 2405	776-3677
30		○	雪椿の里　居宅介護支援事業所	穴地 14-1	780-1160
36		○	桐鈴会　居宅介護支援事業所	浦佐 366-4	788-0704
40	○	○	八色園　居宅介護支援事業所	浦佐 4059-1	777-5062
41	○	○	ゆきぐに大和ホームケアステーション （大和地域包括医療センター内）	浦佐 4115	777-2111
9	○		塩沢地域包括支援センター	市役所塩沢庁舎内	782-0252
20	○		南魚沼市地域包括支援センター	市役所本庁舎内	773-6675
41	○		大和地域包括ステーション （大和地域包括医療センター内）	浦佐 4115	788-1144

※介護予防サービス計画書の作成は、地域包括支援センターから各事業所に一部委託することがあります。

ケアマネジャーと契約せず、ご自身、ご家族でケアプランを作成することもできます。ケアプランを自己作成する場合は届出が必要ですので介護保険係にご相談ください。

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所もあります。（詳細は 20 ページに掲載）

小規模多機能型居宅介護事業所・看護小規模多機能型居宅介護事業所は、事業所内に専属のケアマネジャーがいますので、ご利用にあたり上記事業所のケアマネジャーに担当してもらう必要がありません。利用希望の場合は直接事業所へ連絡してください。

居宅サービスの種類と費用のめやす

在宅生活を支援する介護サービス

訪 問 介 護

ホームヘルパーがご自宅に訪問し、身体介護や生活援助を行います。

- 身体介護とは、入浴、排せつ、食事等の援助です。
- 生活援助とは、日常生活に支障が生じないように行われる調理、洗濯、掃除、買い物等の家事援助です。

※ 生活援助は、ひとり暮らしの場合や、同居の家族が障がいや病気などのため家事を行うことが困難な場合にご利用できます。

地図番号	南魚沼市の事業所		所　在　地	電話番号
13	南魚沼市　訪問介護事業所 （南魚沼市民病院附属在宅療養支援センター内）	★	東泉田 898-1	788-0725
26	南魚沼市社会福祉協議会 訪問介護事業所	★	泉甲 201-7	775-7970
37	鈴懸おはようヘルプ	★	浦佐 5142-1	780-4512

※ ★印がついている事業所は、８ページの「従前相当の訪問介護サービス」を利用できる事業所です。

¥ 利用料金（自己負担額）のめやす　※下記金額のほかにサービスの内容や事業所の体制に応じた加算があります

要介護1～5 の人

①身体介護が中心
- 20 分未満　163 円
- 20 分～30 分未満　244 円
- 30 分～60 分未満　387 円
- 60 分～90 分未満　567 円

以降、30 分増すごとに 82 円が加算されます。
※引き続き生活援助を行う場合、20 分、45 分、70 分以上に各 65 円が加算されます。

②生活援助が中心
- 20 分～45 分未満　179 円
- 45 分以上　220 円

要支援1～2 の人

1 か月定額制です。

（1）週１回程度　1,176 円

（2）週２回程度　2,349 円

（3）週３回以上　3,727 円

総合事業　訪問型サービスに移行しました。（平成 29 年４月～）
８ページをご覧ください。
詳しい内容は包括支援センターにご相談ください。

訪問入浴介護

「入浴車」がご自宅を訪問し、入浴の介護を行います。デイサービスが利用できない人や自宅の浴槽では入浴することが困難な人が利用できます。

地図番号	南魚沼市の事業所		所　在　地	電話番号
16	こころの杜訪問入浴事業所	予防	六日町 1148-1	770-1123

¥ 利用料金（自己負担額）のめやす　※下記金額のほかにサービスの内容や事業所の体制に応じた加算があります

要介護1～5の人

- 訪問入浴　1,266 円/回
- 清拭または部分浴　1,139 円/回

要支援1～2の人

- 訪問入浴　856 円/回
- 清拭または部分浴　770 円/回

訪問看護

看護師などがご自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。病状が安定期にあり、主治医が必要であると認めた場合に利用できます。

地図番号	南魚沼市の事業所		所　在　地	電話番号
4	訪問看護ステーション ライフィニティ石打	予防	上一日市 94	788-1168
12	まるごーと訪問看護ステーション	予防	西泉田 388-1	775-7700
13	南魚沼市訪問看護ステーション （南魚沼市民病院附属在宅療養支援センター内）	予防	東泉田 898-1	772-2602
41	ゆきぐに大和訪問看護ステーション （大和地域包括医療センター内）	予防	浦佐 4115	788-1113

¥ 利用料金（自己負担額）のめやす　※下記金額のほかにサービスの内容や事業所の体制に応じた加算があります

要介護1～5の人

	訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝ	病院または診療所
20 分未満	314 円	266 円
30 分未満	471 円	399 円
30 分～60 分	823 円	574 円
60 分～90 分	1,128 円	844 円

要支援1～2の人

訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝ	病院または診療所
303 円	256 円
451 円	382 円
794 円	553 円
1,090 円	814 円

訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが自宅を訪問し、リハビリを行って、心身機能の維持回復を図ります。主治医が必要であると認めた場合に利用できます。

地図番号	南魚沼市の事業所		所　在　地	電話番号
23	萌気園訪問リハビリテーション りらいふ	予防	二日町 212-1	775-7740
24	齋藤記念病院	予防	欠之上 478-2	773-5111
29	越南苑　訪問リハビリステーション	予防	五日町 2405	776-3668

¥ 利用料金（自己負担額）のめやす　※下記金額のほかにサービスの内容や事業所の体制に応じた加算があります

要介護1～5の人

- 基本料金　308 円/1 回 20 分ごと

要支援1～2の人

- 基本料金　298 円/1 回 20 分ごと

通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターに通って、入浴、排せつ、食事等の介護を受けられます。また、在宅生活を続けることができるよう、生活相談や健康状態の確認、運動機能の訓練などを行います。

地図番号	南魚沼市の事業所		定員	食費	所　在　地	電話番号
5	まいこ園第２デイサービスセンター	★	35	850	仙石 1-18	782-1655
7	密着 心と体の機能回復センター まこトレ	★	10	食事なし	中 793-1	775-7180
10	密着 塩沢デイサービスセンター　ゆきつばき	★	10	700	塩沢 1328-2	778-2575
14	みなみ園デイサービスセンター	★	23	850	六日町 712-4	773-3155
15	デイサービスセンター　ポプラ	★	20	800	六日町 1141-1	773-3555
18	密着 まちトレ南魚沼	★	18	食事なし	六日町 801-9	775-7473
21	密着 機能訓練特化型デイサービス リハクラ うららか		15	朝 602 昼 726	八幡 123-1	788-0757
25	密着 きたえるーむ南魚沼	★	18	食事なし	上原 53-1	776-2011
29	デイサービスセンター喜楽里	★	50	700	上原 110-9	780-2122
30	雪椿の里デイサービスセンター	★	24	800	穴地 14-1	780-1170
33	萌気園大和通所介護　「地蔵の湯」	★	35	750	市野江甲 2-1	777-4777
40	八色園デイサービスセンター	★	30	800	浦佐 4059-1	777-5816

※ ★印がついている事業所は、８ページの「従前相当の通所介護サービス」を利用できる事業所です。

¥ 利用料金（自己負担額）のめやす

※下記金額のほかにサービスの内容や事業所の体制に応じた加算があります

要介護１～５の人

	大規模型	通常規模型	地域密着型
要介護１	564 円/回	584 円/回	678 円/回
要介護２	667 円/回	689 円/回	801 円/回
要介護３	770 円/回	796 円/回	925 円/回
要介護４	871 円/回	901 円/回	1,049 円/回
要介護５	974 円/回	1,008 円/回	1,172 円/回

※上記の料金は、利用時間が 6 時間～7 時間未満の場合です。
※大規模型と通常規模型は、事業所の前年度の１月当りの平均利用延人数によって区分されます。年度によって変わることがありますので、利用する前にケアマネジャー等にお確かめください。

要支援１～２の人

１か月の定額制です。

要支援１	1,798 円/月
要支援２	3,621 円/月

総合事業　通所型サービスに移行しました。（平成29年4月～）8ページをご覧ください。詳しい内容は包括支援センターにご相談ください。

要介護・要支援 共通事項

※このほか、１食当たり、上の表の「食費」が自己負担額として加算されます。

密着 認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

認知症の症状の進行を緩和するため、特に配慮した内容で機能訓練等を行うデイサービスです。南魚沼市の被保険者で、認知症の診断を受けている人が利用できます。

地図番号	南魚沼市の事業所		定員	食費	所　在　地	電話番号
30	雪椿の里デイサービスセンター（併設型）	予防	10	800	穴地 14-1	780-1170

¥ 利用料金（自己負担額）のめやす　※下記金額のほかにサービスの内容や事業所の体制に応じた加算があります

要介護1～5 の人

	併設型	共用型
要介護１	790 円/回	457 円/回
要介護２	876 円/回	472 円/回
要介護３	960 円/回	489 円/回
要介護４	1,042 円/回	506 円/回
要介護５	1,127 円/回	522 円/回

要支援1～2 の人

	併設型	共用型
要支援１	684 円/回	424 円/回
要支援２	762 円/回	447 円/回

要介護 要支援 共通事項

※上記の料金は、利用時間が 6 時間～7 時間未満の場合です。
※「併設型」とは、特別養護老人ホーム等に併設されている事業所です。
※「共用型」とは、グループホーム等の居間や食堂等で、グループホーム等利用者と一緒にデイサービスを行う事業所です。
※このほか、1食当たり、上の表の「食費」が自己負担額として加算されます。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士または歯科衛生士などが、通院が難しい利用者のご自宅を訪問し、療養に必要な管理指導を行うサービスです。医師、歯科医師が行うのはあくまで指導やアドバイスで、実際の治療は行いません。利用したいときは主治医やケアマネジャーにご相談ください。

¥ 利用料金（自己負担額）のめやす　※下記金額のほかにサービスの内容や事業所の体制に応じた加算があります

要介護・要支援 共通　訪問１回につき 260 円～566 円

指導する人の職種によって料金、訪問回数や別にかかる交通費に違いがありますので、利用の相談時にご確認ください。
※特別な薬剤の管理指導については 100 円（1 回）が加算されます。

通所リハビリテーション（デイケア）

通所リハビリテーション事業所に通って、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などからリハビリを受け、心身機能の維持回復を図ります。主治医が必要であると認めた場合に利用できます。日帰りですが、事業所が送迎サービスを行っています。

地図番号	南魚沼市の事業所		定員	食費	所　在　地	電話番号
23	萌気園二日町診療所「曼陀羅華」	予防	40	750	二日町 212-1	781-6680
29	越南苑	予防	80	740	五日町 2405	776-3681
39	萌気園通所リハビリセンター浦佐	予防	37	700	浦佐 5363-1	777-5550
42	通所リハビリテーションセンターあくてぃぶ	予防	20	食事なし	六日町 2643-1	781-7230

¥ 利用料金（自己負担額）のめやす　※下記金額のほかにサービスの内容や事業所の体制に応じた加算があります

要介護１～５の人

	大規模型	通常規模型
要介護１	675 円/回	715 円/回
要介護２	802 円/回	850 円/回
要介護３	926 円/回	981 円/回
要介護４	1,077 円/回	1,137 円/回
要介護５	1,224 円/回	1,290 円/回

要支援１～２の人

１か月の定額制です。

要支援１	2,268 円/月
要支援２	4,228 円/月

※上記の料金は、利用時間が 6 時間～7 時間未満の場合です。
※「大規模型」と「通常規模型」は、前年度の１月当りの平均利用延人数によって区分されます。年度によって変わることがありますので、利用する前にケアマネジャー等にお確かめください。

要介護・要支援 共通事項

※このほか、１食当たり、上の表の「食費」が自己負担額として加算されます。

短期入所療養介護（ショートステイ）

介護老人保健施設等に短期間入所し、医学的な管理のもとで看護や機能訓練、日常生活上の世話を受けることができます。連続して入所できるのは３０日間までです。

地図番号	南魚沼市の事業所		定員	食費	滞在費	所　在　地	電話番号
29	越南苑（多床室【超強化型】）	予防	空室利用	1,920	637	五日町 2405	776-3668

¥ 利用料金（自己負担額）のめやす　※下記金額のほかにサービスの内容や事業所の体制に応じた加算があります

要介護１～５の人

要介護１	902 円/日
要介護２	979 円/日
要介護３	1,044 円/日
要介護４	1,102 円/日
要介護５	1,161 円/日

要支援１～２の人

要支援１	672 円/日
要支援２	834 円/日

所得の少ない人には
「負担限度額制度」が適用されます。
28 ページをご覧ください。

要介護・要支援 共通事項

※このほか、１日当たり、上の表の「食費」と「滞在費」が自己負担額として加算されます。

短期入所生活介護（ショートステイ）

特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの日常生活上の世話と機能訓練を受けることができます。連続して入所できるのは３０日間までです。

地図番号	南魚沼市・湯沢町の事業所		定員	食費	滞在費	所　在　地	電話番号
3	特養 百花園	予防	12	朝 460 昼 700 夜 640	多床室 915 従来型個室 2,066	関 852	783-5200
5	特養 まいこ園	予防	14	朝 460 昼 685 夜 655	多床室 915 従来型個室 1,231	仙石 1-18	782-1655
14	特養 みなみ園	予防	16	朝 460 昼 685 夜 655		六日町 712-4	773-3155
	特養 ゆのさと園	予防	10	1,650		湯沢町大字神立 1647-275	784-3785
15	特養 健康倶楽部つどい	予防	空室利用	1,800	ユニット型個室 2,066	六日町 1141-1	773-3555
16	特養 こころの杜	予防	10	1,800	ユニット型個室 2,066	六日町 1148-1	770-1123
19	特養 坂戸楽生園		空室利用	1,650	ユニット型個室 2,066	坂戸 7-3	772-8188
30	特養 雪椿の里	予防	10	朝 520 昼 640 夜 640	ユニット型個室 2,066	穴地 14-1	780-1155
40	特養 八色園	予防	20	朝 520 昼 640 夜 640	ユニット型個室 2,066	浦佐 4059-1	777-3811

¥ 利用料金（自己負担額）のめやす　※下記金額のほかにサービスの内容や事業所の体制に応じた加算があります

要介護1～5 の人

	ユニット型個室	多床室・従来型個室
要介護１	704 円/日	603 円/日
要介護２	772 円/日	672 円/日
要介護３	847 円/日	745 円/日
要介護４	918 円/日	815 円/日
要介護５	987 円/日	884 円/日

要支援1～2 の人

	ユニット型個室	多床室・従来型個室
要支援１	529 円/日	451 円/日
要支援２	656 円/日	561 円/日

所得の少ない人には
「負担限度額制度」が適用されます。
28 ページをご覧ください。

要介護・要支援 共通事項

※このほか、１日当たり、上の表の「食費」と「滞在費」が自己負担額として加算されます。

密着 小規模多機能型居宅介護

登録定員 29 人以下の小規模な施設で、利用登録した人だけに、デイサービス、訪問サービス、宿泊サービスを提供します。専属のケアマネジャーが、これらのサービスを組み合わせてサービス計画を立てます。

地図番号	南魚沼市の事業所		定員	食費	宿泊費	所　在　地	電話番号
6	小規模多機能介護センター　大空の家	予防	18	朝 500 昼 600 夜 600	2,000	目来田 86-5	778-2475
8	小規模多機能介護センター　つくしの家	予防	28		2,000	早川 201-1	782-6661
23	萌気園小規模多機能ホーム　さくりの郷	予防	29	朝 450 昼 750 夜 550	2,000 12-2 月 2,200	宮 770	774-3210
23	しょうたき萌気　コム・ソフィ		29	朝 450 昼 750 夜 550	2,000	二日町 212-1	778-0311
31	ケアセンター薮神	予防	29	朝 490 昼 650 夜 560	2,000	一村尾 1837	777-5118
34	しょうたき萌気　たもんの郷	予防	29	朝 450 昼 750 夜 550	2,000 12-2 月 2,200	浦佐 211-1	777-5001

¥ 利用料金（自己負担額）のめやす　※下記金額のほかにサービスの内容や事業所の体制に応じた加算があります

要介護１～5 の人

１か月の定額制です。

要介護１	10,458 円/月
要介護２	15,370 円/月
要介護３	22,359 円/月
要介護４	24,677 円/月
要介護５	27,209 円/月

要支援１～2 の人

１か月の定額制です。

要支援１	3,450 円/月
要支援２	6,972 円/月

要介護・要支援 共通事項

※このほか、1食当たり、上の表の「食費」が自己負担額として加算されます。
※宿泊すると、1泊当たり、上の表の「宿泊費」が自己負担額として加算されます。

密着 看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、看護師などによる訪問看護を組み合わせたサービスで、介護と看護の一体的なサービスの提供を受けることができます。

要介護 1～要介護 5 の人が利用できます。

地図番号	南魚沼市の事業所	定員	食費	宿泊費	所　在　地	電話番号
4	医療法人俊榮会　看護小規模多機能 ライフィニティ石打	29	朝 400 昼 700 夜 500	2,000	上一日市 94	788-1168

¥ 利用料金（自己負担額）のめやす　※下記金額のほかにサービスの内容や事業所の体制に応じた加算があります

１か月の定額制です。

要介護１	12,447 円/月
要介護２	17,415 円/月
要介護３	24,481 円/月
要介護４	27,766 円/月
要介護５	31,408 円/月

※このほか、1食当たり、上の表の「食費」が自己負担額として加算されます。
※宿泊すると、1泊当たり、上の表の「宿泊費」が自己負担額として加算されます。

ご注意　居宅サービスには「利用の限度」があります

在宅で利用できるサービスには、要介護度ごとに、1 か月間で利用できるサービス費用の限度(上限)が定められています。これを「利用限度額」といいます。要介護度に応じた公平な保険給付ができるように定められた制度です。

利用限度額を超えた部分は、サービス費用の全額を自己負担することになります。

ケアマネジャーとよく相談して、利用限度額を超えないようにサービスを利用してください。

●居宅サービスの利用限度額

	利用限度額(月)	1 割負担の人の自己負担額	2割負担※の人の自己負担額	3 割負担※の人の自己負担額
要支援 1	50,320 円	5,032 円	10,064 円	15,096 円
要支援 2	105,310 円	10,531 円	21,062 円	31,593 円
要介護 1	167,650 円	16,765 円	33,530 円	50,295 円
要介護 2	197,050 円	19,705 円	39,410 円	59,115 円
要介護 3	270,480 円	27,048 円	54,096 円	81,144 円
要介護 4	309,380 円	30,938 円	61,876 円	92,814 円
要介護 5	362,170 円	36,217 円	72,434 円	108,651 円

※所得の多い人は 2 割または 3 割負担になります。詳しくは 12 ページをご覧ください。

※所得に応じて高額介護サービス費が適用されます。詳しくは 29 ページをご覧ください。

在宅環境を整備するためのサービス

福祉用具貸与(レンタル料の補助)

車いすや特殊寝台などの福祉用具の貸与（レンタル）が受けられます。要介護度ごとに利用できる福祉用具の種類が定められています。

対象となる福祉用具の種類	要支援１	要支援２	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
車いす（標準型、電動型）	×	×	×	○	○	○	○
特殊寝台	×	×	×	○	○	○	○
床ずれ予防用具	×	×	×	○	○	○	○
体位変換器	×	×	×	○	○	○	○
手すり（工事を伴わないもの）	○	○	○	○	○	○	○
スロープ（工事を伴わないもの）	○	○	○	○	○	○	○
歩行器、歩行補助つえ	○	○	○	○	○	○	○
認知症老人徘徊感知器	×	×	×	○	○	○	○
移動用リフト（つり具を除く）	×	×	×	○	○	○	○
自動排泄処理装置	×	×	×	×	×	○	○
自動排泄処理装置（尿のみ）	○	○	○	○	○	○	○

特定福祉用具購入（購入費の補助）

対象となる指定の福祉用具を購入した時に、購入費の補助が受けられます。
要支援１～要介護５の人が利用できます。

対象となる福祉用具の種類	
腰掛便座（底上げ部材含む）	
自動排泄処理装置の交換可能部品	
排泄予測支援機器	
入浴補助用具	入浴用・浴槽内のいす 浴槽用の手すり 入浴台 浴室内・浴槽内のすのこ 入浴用介助ベルト
簡易浴槽	
移動用リフトのつり具の部分	
固定用スロープ★	
歩行器（歩行車は除く）★	
歩行補助つえ(松葉杖を除く)★	

¥ 利用料金（自己負担額）のめやす

１年間（４月１日～３月３１日の間）に利用できる限度額（支給限度基準額）は、１０万円です。

この範囲内であれば自己負担は１割（所得の多い人は２割または３割）ですが、これを超えた部分は全額自己負担です。

同一年度でなければ再び補助を受けることができます。ただし、原則として同一品目の補助は一度です。

★スロープ・歩行器・歩行補助つえは貸与と購入の選択制の福祉用具です。

福祉用具貸与および福祉用具購入の補助は、指定を受けた取り扱い事業所からの貸与または購入でなければ対象となりません。

南魚沼市近隣の指定取り扱い事業所	所在地	電話番号
株式会社フロンティア　魚沼営業所	野田 585-1	７７６－７０６０
さくらメディカル株式会社　魚沼営業所	浦佐 1335	７８８－０５７９
株式会社アルプスビジネスクリエーション　魚沼店	魚沼市小出島 1177	025-793-3130
シルバーサポートスマイル	六日町 2367-1	７７５－７５０１
株式会社　寿社	塩沢 600-7	７８８－０５７６
越後交通株式会社　介護事業部　魚沼営業所	塩沢 787-5	７８２－４３１５

★保険からの給付は「償還払い」となります

福祉用具を購入した際には、上記の事業所に対し、いったん１０割（全額）の代金をお支払いいただきます。その領収書と「福祉用具購入支給申請書」を市役所に提出いただき、その後、市役所から利用者の口座に保険給付分である９割（所得の多い人は８割または７割）を振り込みます。これを「償還払い」といいます。
申請の手続きは、ケアマネジャーが行います。
※他のサービスを利用せず福祉用具購入のみを希望する場合は、地域包括支援センターへお問い合わせください。

住宅改修費の補助

ご自宅の段差の解消や手すりの取り付けなど、小規模な住宅改修工事に対してその費用を補助します。要支援１～要介護５の人が利用できます。

補助の対象となる工事の種類が定められています。

対象となる住宅改修の種類	
手すりの取付け	引き戸等への扉の取替え
段差の解消、傾斜の変更	和式便器から洋式便器等への便器の取替え
滑りの防止等のための床材の変更	

¥ 利用料金（自己負担額）のめやす

同一の利用者が同一住所の住宅について利用できる限度額(支給限度基準額)は、20 万円です。この範囲内であれば自己負担は１割（所得の多い人は２割または３割）ですが、これを超えた部分は全額自己負担です。（保険から給付される上限額は、１８万円（所得の多い人は 16 万円または 14 万円）です。）

ただし、初めて住宅改修工事を行ったときから要介護の段階が３段階以上上がった場合や、転居した場合などは、例外的に同一の利用者について、もう１回利用することができます。（この場合、要支援２と要介護１は同じ段階とみなします。）

１回の住宅改修費用が２０万円に満たなかった場合は、２０万円に達するまで、再度利用することができます。

★事前に申請手続きを行ってください

住宅改修費の補助は、事前に「住宅改修事前届出書」を提出していただき、市役所において、その改修工事が利用者にとって有効であるかどうかの審査を行います。審査の結果、その住宅改修が有効ではないと判断した場合は、補助の対象となりません。また、その審査を経ずに行った住宅改修は補助の対象となりません。ケアマネジャーを通じて※、必ず事前に手続きを行ってください。

★保険からの給付は「償還払い」となります

福祉用具購入と同じく、住宅改修にかかる費用はいったん全額を施工業者さんに支払ってください。その領収書と「住宅改修費支給申請書兼請求書」を市役所に提出いただき、その後、市役所から利用者の口座に保険給付分である９割（所得の多い人は８割または７割）を振り込みます。

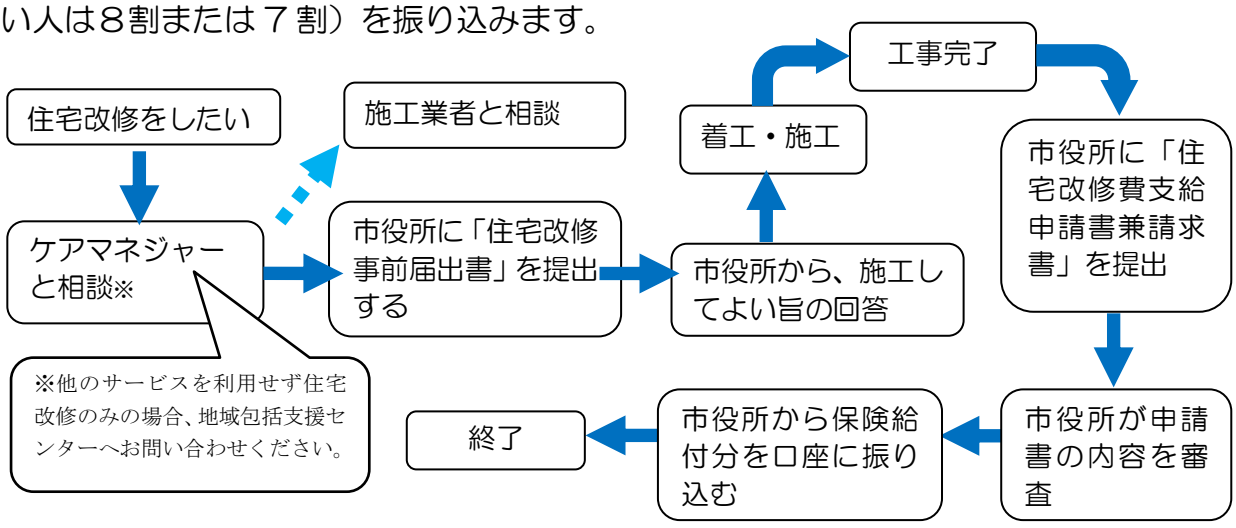

在宅での生活が困難な人のためのサービス

密着 認知症対応型共同生活介護（認知症グループホーム）

認知症の高齢者の人が安心して日常生活が送れるよう、共同で生活するための場（住居）です。食事や入浴、排せつの介助のほか、認知症の進行を緩和するための機能訓練など、専属のケアマネジャーによってサービス計画が立てられます。

要支援２以上の南魚沼市の被保険者で、認知症の診断を受けている方が利用できます。ただし、市外から転入してきた場合、６か月は入所できません。

地図番号	南魚沼市の事業所		定員	食費	居住費（光熱水費含む）	所　在　地	電話番号
2	グループホーム　やまびこ	予防	18	1,400	2,320	石打 311-1	783-3177
6	グループホーム　大空	予防	18	1,300	2,000	目来田 86-4	778-2477
8	グループホーム　つくしんぼ	予防	18	1,300	2,000	早川 201-1	782-6662
10	塩沢グループホーム　ゆきつばき	予防	18	1,390	2,000	塩沢 2417	775-7551
11	雲洞グループホーム　つばき園	予防	18	1,390	1,900	雲洞 623-5	782-5216
15	グループホーム　花水木	予防	18	1,500	2,200	六日町 1141-1	773-3555
17	グループホーム　悠々の杜	予防	9	1,400	2,390	坂戸 6-3	770-1211
29	グループホーム　越南「薬師」		9	1,200	1,900	五日町 2322	776-3623
32	萌気園グループホーム「ふきのとう」	予防	9	1,350	1,650	市野江甲 2-3	780-4888
38	グループホーム　桐の花	予防	9	1,200	2,000	浦佐 5141-5	780-4110

¥ 利用料金（自己負担額）のめやす　※下記金額のほかにサービスの内容や事業所の体制に応じた加算があります

要介護1～5 の人

	定員９人まで	定員１０人以上
要介護１	765 円/日	753 円/日
要介護２	801 円/日	788 円/日
要介護３	824 円/日	812 円/日
要介護４	841 円/日	828 円/日
要介護５	859 円/日	845 円/日

要支援 2 の人

	定員９人まで	定員１０人以上
要支援２	761 円/日	749 円/日

※要支援１の方は利用できません。

要介護・要支援 共通事項

※左のほか、１日当たり、上の表の「食費」と「居住費」が自己負担額として加算されます。

特定施設入居者生活介護

特定施設とは、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等で、介護サービスの提供体制が厚生労働省の基準に適合している施設です。

施設の職員だけで介護サービスを行う「一般型」と外部の介護サービス事業所から来てもらってサービスを提供する「外部サービス利用型」があります。

また、要介護者（およびその家族）のみ入居できる「介護専用型」と自立の人も入居できる「混合型」があります。

地図番号	南魚沼市の事業所	定員	所　在　地	電話番号
1	サービス付き高齢者向け住宅　悠々の杜石打【混合型】	36	石打 190-5	775-7858
17	介護付き有料老人ホーム　悠々の杜　【一般型】【混合型】	30	坂戸 6-3	770-1171
21	サービス付き高齢者向け住宅　うららか　【一般型】	23	八幡 123-1	778-1177

¥ 利用料金（自己負担額）のめやす

※下記金額のほかにサービスの内容や事業所の体制に応じた加算があります

介護料	サービス付き高齢者向け住宅 悠々の杜石打	介護付有料老人ホーム 悠々の杜	サービス付き高齢者向け住宅 うららか
自　立	30,000 円/月	30,000 円/月	
要支援１	183 円/日	183 円/日	183 円/日
要支援２	313 円/日	313 円/日	313 円/日
要介護１	542 円/日	542 円/日	542 円/日
要介護２	609 円/日	609 円/日	609 円/日
要介護３	679 円/日	679 円/日	679 円/日
要介護４	744 円/日	744 円/日	744 円/日
要介護５	813 円/日	813 円/日	813 円/日
介護料のほかに、次の費用がかかります。	●月額利用料 ・部屋代 2、3 階　40,000 円 4 階　60,000 円 ・食費 56,100 円 （1 日 1,870 円）（税込） ・管理費 60,750 円（税込） ●その他 個別のサービスにかかる費用	●入居一時金 ・200 万円 ※分割納付もできます。 ※3 年以内に退去した場合は返還金があります。 ●月額利用料 ・部屋代 45,000 円 ・食費 50,100 円 （1 日 1,670 円）（税込） ・管理費 64,000 円（税込） ●その他 個別のサービスにかかる費用	●入居時敷金 ・12 万円 （家賃の 2 か月分） ●月額料金 ・家賃 60,000 円 ・食費 66,600 円（税別） ・共益費 20,000 円 ・寝具クリーニング代 1,500 円（税別） ●その他 各自で使用した水光熱費

施設サービスの種類と費用のめやす

（特別養護老人ホーム）
介護老人福祉施設（定員 30 人以上）
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（定員 29 人以下）

要介護者に対し入浴、排せつ、食事等の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行う施設です。入所できる人は、原則として要介護３以上の人で、身体上・精神上著しい障がいがあるため常時介護を必要とし、在宅介護が困難な人です。なお、要介護１、または２の人でも入所の申込みができますが、特養以外での生活が著しく困難であるなど、やむを得ない特別な事情がなければ入所はできません。また、地域密着型施設は、市外から転入してきた場合、６か月は入所出来ません。

入所の申込みは、直接またはケアマネジャーを通して行います。

地図番号	南魚沼市・湯沢町の事業所	定員	食費	居住費	所　在　地	電話番号
3	密着 百花園	29	1,800	ユニット型個室　2,066	関 852	783-5200
		8	1,800	多床室　915		
5	まいこ園	66	1,800	多床室　915 従来型個室　1,231	仙石 1-18	782-1655
14	みなみ園	70	1,800		六日町 712-4	773-3155
	ゆのさと園	66	1,650		湯沢町大字神立 1647-275	784-3785
	ゆのさと園(ユニット)	30	1,650	ユニット型個室　2,066		
15	密着 健康倶楽部つどい	29	1,800	ユニット型個室　2,066	六日町 1141-1	773-3555
16	こころの杜	80	1,800	ユニット型個室　2,066	六日町 1148-1	770-1123
19	坂戸楽生園	38	1,800	ユニット型個室　2,066	坂戸 7-3	772-8188
30	雪椿の里	80	1,800	ユニット型個室　2,066	穴地 14-1	780-1155
40	八色園	100	1,800	ユニット型個室　2,066	浦佐 4059-1	777-3811

¥ 利用料金（自己負担額）のめやす

※下記金額のほかにサービスの内容や事業所の体制に応じた加算があります

●1 日あたり、食費（上の表の額）、居住費、介護料がかかります。
●介護料及び居住費は、ユニット型個室タイプと多床室タイプ（相部屋）で異なります。
●このほか、日常生活に必要な経費が別途かかります。

介護料	ユニット型個室		多床室タイプ	
		地域密着型	多床室	従来型個室
要介護１	670 円/日	682 円/日	589 円/日	589 円/日
要介護２	740 円/日	753 円/日	659 円/日	659 円/日
要介護３	815 円/日	828 円/日	732 円/日	732 円/日
要介護４	886 円/日	901 円/日	802 円/日	802 円/日
要介護５	955 円/日	971 円/日	871 円/日	871 円/日

介護老人保健施設

要介護者に対し、看護、医学的管理の下での介護、食事等の世話、機能訓練などを行う施設です。入所できる人は、要介護１以上の人で、病状が安定しており、入院治療は必要ないものの、常時医学的管理が必要と判断される人です。

地図番号	南魚沼市の事業所	定員	食費	居住費	所在地	電話番号
29	越南苑(多床室【超強化型】)	200	1,920	637	五日町 2405	776-3668

¥ 利用料金(自己負担額)のめやす　※下記金額のほかにサービスの内容や事業所の体制に応じた加算があります

	介護料
要介護１	871 円/日
要介護２	947 円/日
要介護３	1,014 円/日
要介護４	1,072 円/日
要介護５	1,125 円/日

左のほか、次の料金がかかります。
※1日当たり、上の表の「食費」と「居住費」が自己負担額として加算されます。

介護医療院

日常的に医学管理が必要な状態の重い高齢者の入所を想定した施設で、ターミナルケアや看取りにも対応できる機能と、「生活の場」としての環境を併せ持つ施設です。入院できる人は、病状が安定期にあり、長期の療養（３か月程度）が必要と判断される人です。

湯沢町の事業所	定員	食費	居住費		所在地	電話番号
湯沢介護医療院ゆきざくら	40	1,800	個　室	1,728	湯沢町大字湯沢 2877-1	780-6543
			多床室	697		

¥ 利用料金(自己負担額)のめやす　※下記金額のほかにサービスの内容や事業所の体制に応じた加算があります

	介護料
要介護１	760 円/日
要介護２	857 円/日
要介護３	1,066 円/日
要介護４	1,155 円/日
要介護５	1,235 円/日

左のほか、次の料金がかかります。
※1日当たり、上の表の「食費」と「居住費」が自己負担額として加算されます。
※従来型個室に入所した場合、介護料が左記金額より少し安くなります。

利用者のための負担軽減制度

施設サービスには「**負担限度額制度**」があります

特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所を利用すると、「食費」と「居住費（滞在費）」が自己負担としてかかりますが、所得や資産が一定以下の人に対して、費用を軽減する制度があります。詳しくは市役所または利用する施設にご相談ください。

負担限度額制度の対象者

負担段階	収入などの要件	預貯金などの要件
第1段階	生活保護受給者	
第2段階	世帯全員（配偶者含む）が住民税非課税で、本人の年金収入等が 82.65 万円以下	預貯金、有価証券等の合計額が 650 万円（夫婦は 1,650 万円）以下
第3段階①	世帯全員（配偶者含む）が住民税非課税で、本人の年金収入等が 82.65 万円超 120 万以下	預貯金、有価証券等の合計額が 550 万円（夫婦は 1,550 万円）以下
第3段階②	世帯全員（配偶者含む）が住民税非課税で、本人の年金収入等が 120 万円超	預貯金、有価証券等の合計額が 500 万円（夫婦は 1,500 万円）以下
第4段階	上記のいずれにも該当しない人 （通常の料金です。18～19 ページ（短期入所）および 26～27 ページ（施設入所）をご覧ください。）	

・「配偶者」については、別世帯、内縁関係の者を含みます。
・「年金収入等」とは、前年（1 月から 7 月においては前々年）の課税年金収入額、非課税年金収入額及び公的年金等以外の合計所得金額（短期・長期譲渡所得に係る特別控除額を控除する。給与所得が含まれている場合は所得金額調整控除適用前の給与所得から 10 万円を控除する。）の合計額です。
・65 歳未満の人（生活保護受給者を除く）は、収入などの要件に関係なく預貯金、有価証券等の金額の合計は 1,000 万円以下（配偶者がいる場合、合計 2,000 万円以下）。

●負担限度額（日額）

			第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②
食費	施設入所		300 円	390 円	680 円	1,420 円
	短期入所		300 円	600 円	1,030 円	1,360 円
居住費（滞在費）	多床室	特養等	0 円	430 円	430 円	530 円
		老健・医療院（室料を徴収する場合）	0 円	430 円	430 円	530 円
		老健・医療院等（室料を徴収しない場合）	0 円	430 円	430 円	430 円
	従来型個室	特養等	380 円	480 円	880 円	980 円
		老健・医療院等	550 円	550 円	1,370 円	1,470 円
	ユニット型個室的多床室		550 円	550 円	1,370 円	1,470 円
	ユニット型個室		880 円	880 円	1,370 円	1,470 円

※住民税が課税されている世帯は制度の対象になりませんが、高齢夫婦などで一方が施設に入所した結果、在宅で生活する配偶者が生計困難になるなど一定の要件を満たすと対象になる場合があります。

自己負担額が高額になったとき「高額介護サービス費」

１か月の介護サービスの利用料（１割、２割または３割の自己負担分）が高額になった場合に、所得が少ない人のために、自己負担額が一定限度以上になったらその限度額を超えた分を後から支給する制度です。所得に応じてその限度額が異なります。
施設に入所している人には施設の相談員から、在宅の人には市役所から通知します。

●高額介護サービス費の限度額（月額）

所得の区分		負担の上限額
生活保護受給者		15,000 円（個人）
世帯全員が市民税非課税で、	老齢福祉年金の受給者	24,600 円（世帯） 15,000 円（個人）
	年金収入等が 82.65 万円以下の人	
	年金収入等が 82.65 万円を超える人	24,600 円（世帯）
市民税が課税されている世帯		44,400 円（世帯）
	65 歳以上の世帯員に課税所得が 380 万円以上 690 万円未満の人がいる	93,000 円（世帯）
	65 歳以上の世帯員に課税所得が 690 万円以上の人がいる	140,100 円（世帯）

・「年金収入等」とは、前年（1 月から 7 月においては前々年。以下同じ）の課税年金収入額及び公的年金等以外の合計所得金額（短期・長期譲渡所得に係る特別控除額を控除する。給与所得が含まれている場合は所得金額調整控除適用前の給与所得から 10 万円を控除する。）の合計額です。
・「課税所得」とは、前年の課税所得です。前年 12 月 31 日において世帯主であって、同一世帯に 19 歳未満で合計所得金額が 38 万円以下の人がいる場合は、16 歳未満の人数に 33 万円、16 歳以上 19 歳未満の人数に 12 万円を乗じた額を課税所得から控除します。

「高額医療合算介護サービス費制度」をご存知ですか

介護保険と医療保険の両方で自己負担があった世帯については、両者を合算した自己負担額についても限度額を設け、これを超えた金額が還付されます。これが「高額医療合算介護サービス費制度」です。対象となる人には申請の案内が通知されます。

対象となる世帯	介護保険と医療保険の両方で自己負担があった世帯です。ただし、合算することができるのは、「同じ医療保険」に加入している世帯員同士に限られます。
合算の計算期間	毎年８月１日から７月 31 日までの間における費用で計算します。

●高額医療合算介護サービス費制度の限度額（年額）

70 歳未満の人

総所得金額（基礎控除後）	限度額
901 万円超	212 万円
600 万円超 901 万円以下	141 万円
210 万円超 600 万円以下	67 万円
210 万円以下	60 万円
市民税非課税世帯	34 万円

70 歳以上の人

課税所得金額（所得控除後）	限度額
690 万円以上	212 万円
380 万円以上 690 万円未満	141 万円
145 万円以上 380 万円未満	67 万円
145 万円未満	56 万円
市民税非課税世帯	31 万円
世帯員全員に所得がない世帯★	19 万円

★公的年金にかかる所得額は、控除額を 80 万円として計算します。
※限度額を超えた額が 500 円未満の場合は還付されません。

社会福祉法人等による利用負担軽減制度

社会福祉法人は、営利を目的としない公益法人として特別に認可を受けている法人です。その使命に則り、特に所得が低く、生計が困難な人および生活保護の受給者に対して、社会福祉法人が自ら利用料の軽減を行う制度です。詳しくは市役所または利用する施設にご相談ください。

軽減を受けることができる対象者

●世帯全員が市民税非課税で、次の①から⑤までの条件をすべて満たす人

① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下

② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下

③ 現実に居住している住居その他日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産を有しない

④ 負担能力のある親族等に扶養されていない

⑤ 介護保険料を滞納していない

●生活保護の受給者（軽減対象経費は居住費・滞在費のみ。軽減率は100%）

軽減を実施する社会福祉法人および事業所

社会福祉法人等の名称	介護サービス事業所
南魚沼市社会福祉協議会	訪問介護事業所
南魚沼福祉会	特別養護老人ホームみなみ園・まいこ園・ゆのさと園 およびこれに併設したデイサービスセンター
若葉会	塩沢デイサービスセンターゆきつばき
魚沼地域特別養護老人ホーム組合	特別養護老人ホーム八色園、八色園デイサービスセンター
苗場福祉会	特別養護老人ホームこころの杜 特別養護老人ホーム健康倶楽部つどい、デイサービスセンターポプラ
曙会	特別養護老人ホーム坂戸楽生園
八海福祉会	特別養護老人ホーム雪椿の里、雪椿の里デイサービスセンター
石打福祉会	特別養護老人ホーム百花園
桐鈴会	鈴懸おはようヘルプ

軽減対象となる介護保険サービスと対象経費　軽減割合

軽減対象サービス	対象経費	軽減される割合
訪問介護（ホームヘルプ）	介護費	左の介護サービスにかかる利用者負担額、食費、居住費・滞在費の25% （老齢福祉年金を受給されている人は50%）
通所介護・地域密着型通所介護（デイサービス）	介護費・食費	
認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）	介護費・食費	
短期入所生活介護（ショートステイ）	介護費・食費・滞在費	
介護福祉施設サービス（特別養護老人ホーム入所）	介護費・食費・居住費	

※総合事業（従前相当の訪問介護・通所介護）を行っている事業所は、総合事業のサービスも対象となります。

※ショートステイ、特別養護老人ホーム入所にかかる食費、居住費・滞在費の軽減は、負担限度額制度が適用されている場合に限り、本軽減制度の対象となります。

南魚沼市 介護サービス事業所マップ

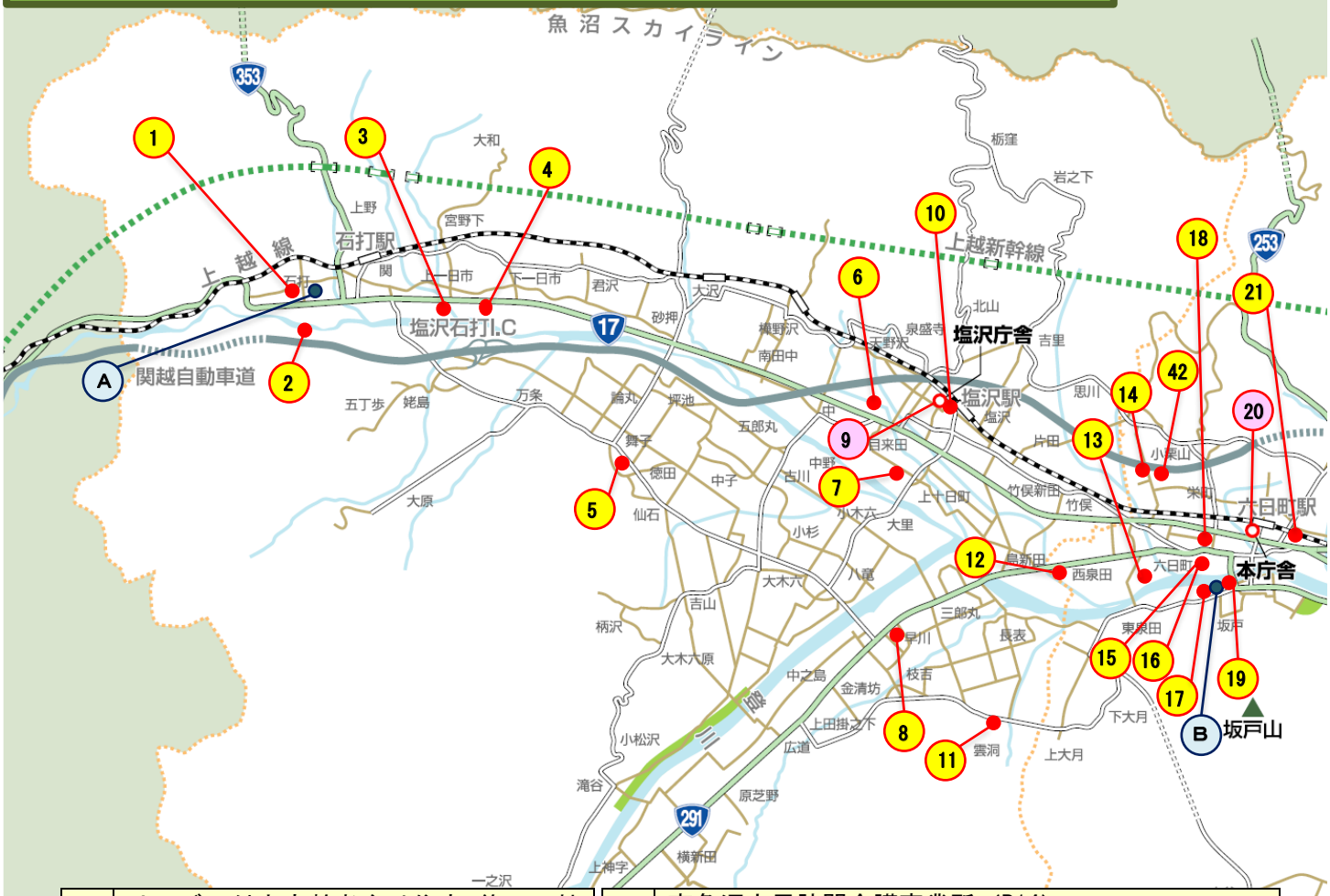

1	サービス付き高齢者向け住宅 悠々の杜 石打（特定施設 P25）
2	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑやまびこ（P24）
3	百花園（ｼｮｰﾄ P19）（特養 P26）
4	看護小規模多機能 ﾗｲﾌｨﾆﾃｨ石打（P20） 訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝ ﾗｲﾌｨﾆﾃｨ石打（P15）
5	まいこ園介護支援ｾﾝﾀｰ（P13） まいこ園第２ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ（P16） まいこ園（ｼｮｰﾄ P19）（特養 P26）
6	小規模多機能介護ｾﾝﾀｰ大空の家（P20） ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ大空（P24）
7	心と体の機能回復ｾﾝﾀｰまこトレ（一般ﾃﾞｲ P16）（総合事業 P8）
8	小規模多機能介護ｾﾝﾀｰつくしの家（P20） ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑつくしんぼ（P24）
9	塩沢地域包括支援ｾﾝﾀｰ（P13）
10	居宅介護支援事業所ゆきつばき（P13） 塩沢ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰゆきつばき（P16） 塩沢ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑゆきつばき（P24）
11	雲洞ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑつばき園（P24）
12	まるごーと訪問看護ステーション

13	南魚沼市民訪問介護事業所 （P14） 南魚沼市訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝ（P15） 南魚沼市居宅介護支援事業所（P13）
14	みなみ園ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ（一般ﾃﾞｲ P16）（総合事業 P8） みなみ園（ｼｮｰﾄ P19）（特養 P26）
15	ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰﾎﾟﾌﾟﾗ（P16） 健康倶楽部つどい（ｼｮｰﾄ P19）（特養 P26） ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ花水木（P24）
16	こころの杜居宅介護支援事業所（P13） こころの杜訪問入浴事業所（P15） こころの杜（ｼｮｰﾄ P19）（特養 P26）
17	ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ悠々の杜（P24） 介護付き有料老人ﾎｰﾑ悠々の杜（P25）
18	ｹｱｾﾝﾀｰまちなかや南魚沼（P13） まちﾄﾚ南魚沼（一般ﾃﾞｲ P16）（総合事業 P8）
19	坂戸楽生園（ｼｮｰﾄ P19）（特養 P26）
20	南魚沼市地域包括支援ｾﾝﾀｰ（P13）
21	ﾘﾊｸﾗうららか（P16） ｻｰﾋﾞｽ付き高齢者向け住宅うららか（P25）

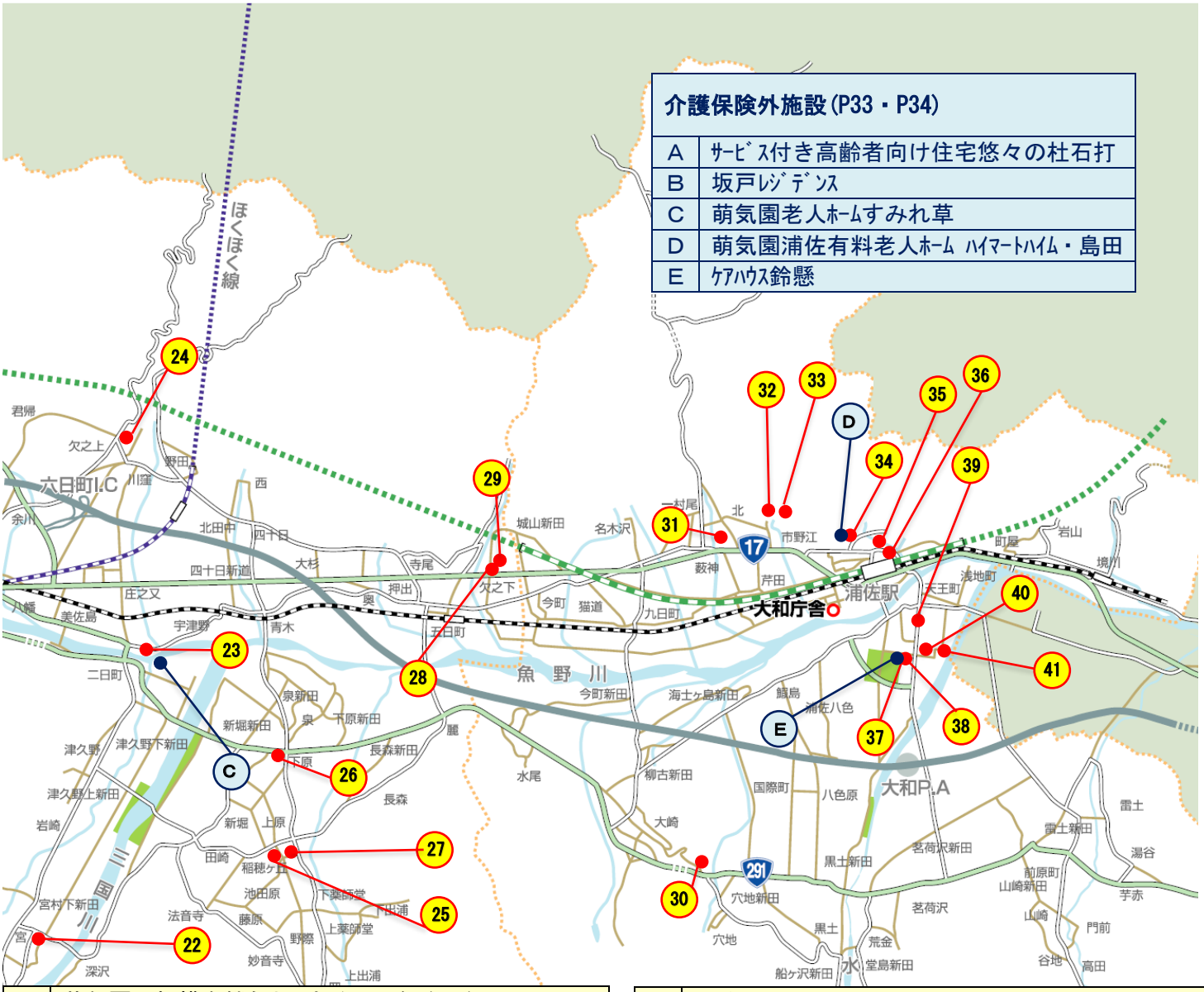

22	萌気園小規模多機能ホームさくりの郷(P20)
23	萌気園居宅介護支援事業所(P13) 萌気園訪問リハビリテーションりらいふ(P15) 萌気園二日町診療所 曼陀羅華(P18) しょうたき萌気 コム・ソフィ(P20)
24	居宅介護支援事業所つむぐ(P13) 齋藤記念病院 (訪問リハビリP15)
25	きたえる一む南魚沼 (総合事業 P8)(一般デイP16)
26	南魚沼市社会福祉協議会居宅介護支援事業所(P13) 南魚沼市社会福祉協議会訪問介護事業所(P14)
27	JA みなみ魚沼居宅介護支援事業所(P14) デイサービスセンター喜楽里(P16)
28	はつらつリハビリ越南(総合事業 P8)
29	グループホーム越南 薬師(P24) 越南苑居宅介護支援事業所(P13) 越南苑訪問リハビリステーション(P15) 越南苑(通所リハP18)(ショートP18)(老健P27)

30	雪椿の里居宅介護支援事業所(P13) 雪椿の里デイサービスセンター (一般デイP16)(認知症デイP17) 雪椿の里(ショートP19)(特養P26)
31	ケアセンター薮神 (P20)
32	萌気園グループホームふきのとう(P24)
33	萌気園大和通所介護 地蔵の湯(P16)
34	しょうたき萌気たもんの郷(P20)
35	元気アップ教室(総合事業 P8)
36	桐鈴会居宅介護支援事業所(P13)
37	鈴懸おはようヘルプ(P14)
38	グループホーム桐の花 (P24)
39	萌気園通所リハビリセンター浦佐(通所リハP18)
40	八色園居宅介護支援事業所(P13) 八色園デイサービスセンター(P16) 八色園(ショートP19)(特養P26)
41	ゆきぐに大和ホームケアステーション(P13) 大和地域包括ステーション(P13) ゆきぐに大和訪問看護ステーション(P15)
42	通所リハビリテーションセンターあくてぃぶ (P18)

介護保険外施設のご案内

介護保険外施設は料金体系などが様々なため、詳細は施設に直接相談ください。

軽費老人ホーム（ケアハウス）

60 歳以上（ご夫婦の場合はどちらかが 60 歳以上であれば可能）で、居宅でひとり暮らしなど生活に不安のある人、食事作りなど生活が大変と感じている人などが対象の食事付き集合住宅です。必要に応じて、外部の介護保険サービスを利用することができます。

施設	所在地	定員	電話番号	自己負担(1 か月あたり)
ケアハウス鈴懸	浦佐 5142-1	30	780-4118	概ね 7 万円～15 万円位。
坂戸レジデンス	坂戸 7-21	30	770-2800	

有料老人ホーム

高齢者が住みやすいように配慮され、食事などのサービスがついた「住宅型有料老人ホーム」です。外部の介護保険サービスを利用することができます。

施設	所在地	定員	電話番号	自己負担(1 か月あたり)
萌気園老人ホーム「すみれ草」	二日町 205-6	11	781-5586	概ね 10 万円～17 万円
萌気園浦佐有料老人ホーム「ハイマートハイム・島田」	浦佐 211-1	17	777-5001	概ね 10 万円～18 万円

有料老人ホーム「自己負担（1 か月あたり）」欄共通事項

住居費、水道光熱費、食費合計で定額。日用品費、医療費、介護保険サービス利用（1 割、2 割または 3 割）、介護保険外サービスなどは別途自己負担。

サービス付き高齢者向け住宅

60 歳以上（ご夫婦の場合はどちらかが 60 歳以上であれば可能）の人や要介護・要支援認定を受けている人が入居でき、見守りや希望により食事等のサービスが提供される集合住宅です。特定施設入所者生活介護の指定を受けていないため介護保険外の施設となります。

施設	所在地	戸数	電話番号	自己負担(1 か月あたり)
サービス付き高齢者向け住宅「悠々の杜石打」	石打 190-5	5	775-7858	概ね 13 万円～20 万円位。

高齢者福祉サービスのご案内

高齢者の自立した生活への支援と社会参加、生きがいづくりの推進を目的として、主に、介護保険事業の対象者とならない元気な高齢者に対する生きがいの提供、および自宅での安心した生活を継続するための高齢者とその家族への支援を行います。

事業名	内　　容
紙おむつ給付事業	要介護１以上の在宅の高齢者で、紙おむつを必要としている人を対象に、紙おむつを給付します。所得制限があります。 ◆問合せ：介護高齢課　長寿いきいき係
緊急通報装置貸与事業	ひとり暮らし高齢者等で必要と認められる人を対象に、緊急通報装置を貸与し、急病や災害時に、警備会社を通して親類や近隣者に緊急事態を知らせる通報サービスです。 ◆問合せ：介護高齢課　長寿いきいき係
高齢者及び要配慮世帯住宅除雪援助事業	冬期間の生活の安全を確保するため、屋根雪や生活路の除雪を自力で行うことが困難な高齢者及び要配慮世帯に対して、除雪費用の一部を助成しています。所得制限等があります。 ◆問合せ：福祉課　福祉総務係
在宅要介護高齢者家族手当支給事業	家庭で一定期間、重度要介護者（要介護４または５の人）を介護している家族に対して手当を支給しています。 ◆問合せ：介護高齢課　長寿いきいき係
高齢者・障がい者向け住宅整備補助事業	自立した生活支援と負担軽減のため、住宅を改造する工事費の一部を補助します。所得制限等があります。 ◆問合せ：介護高齢課　長寿いきいき係
救急医療情報キット配布事業	緊急時に必要な情報をキットに入れ保管しておくことで、救急隊員や医療機関の迅速な救急活動に役立てます。 ◆問合せ：福祉課　福祉総務係

障がい福祉サービスのご案内

心身の状況や年齢等により障がい福祉サービス等が対象になる場合があります。詳細についてはそれぞれの問合せ先にお尋ねください。

名称	主な内容
身体障害者手帳 精神障害者保健福祉手帳	・障がいの等級や種別によって医療費助成等の各種助成制度があります。　◆問合せ：福祉課　障がい福祉係
特別障害者手当	・重度の障がいが重複してあり、在宅にいる方が受けられる手当です。　◆問合せ：福祉課　障がい福祉係
障害年金	・65 歳になる前に一定以上の障がいがある場合年金が支給されます。　◆問合せ：市民課　国保年金係 お近くの年金事務所

こんなとき成年後見制度を活用しましょう

〇同居している親が認知症と診断されました

・銀行で親の入院費を下ろそうとしたら「本人の同意がないと」と言われた

・父の遺産相続で母の判断能力では手続きは進められないと言われた

〇障がいのある家族と暮らしていますが将来が心配です

・知的障がいのある兄弟が一人暮らしになってしまった。今後の生活が心配

・障がいのある子の世話をしていたけど、自分も年を取ってきた

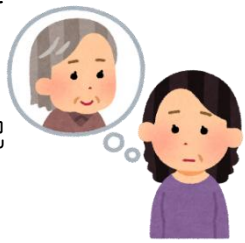

成年後見制度とは？

認知症や障がいなどの理由から判断能力が十分でない人の財産や権利を守るための制度です。家庭裁判所に選任された「成年後見人」などが本人に代わって財産の管理や日常生活上の手続きを行い、本人に不利益が出ないようにします。

成年後見制度の種類～法定後見制度・任意後見制度～

法定後見制度：既に判断能力が十分でない場合に、家庭裁判所により選任された後見人が支援を行います。判断能力の程度に応じて３つに区分され、区分により後見人ができる役割も異なります。

補助	保佐	成年後見
判断能力が不十分	判断能力が著しく不十分	判断能力がほとんどない

任意後見制度：判断能力が十分あるうちに、後見人になる人や支援内容を決めておく制度です。判断能力が十分でなくなり、家庭裁判所が認めた時点で支援開始となります。

成年後見人の役割

財産の適切な管理⇒預貯金や不動産、日常生活費などを管理します。通帳の保管、賃貸不動産の管理も行います。

日常生活を整える支援⇒介護サービス利用の手続き、施設入所契約・入院手続きなどを支援します。入院費や施設利用料の支払いも行います。

利用の流れ

①申立準備 ➡ ②申立 ➡ ③審理 ➡ ④審判 ➡ ⑤後見開始

・申立から審判までは１～３か月程度かかります。

・後見人を決定するのは家庭裁判所です。

◆**問合せ**：各地域包括支援センター　又は　介護高齢課 長寿いきいき係

（詳しくは次ページへ）

地域包括支援センターにご相談ください

地域包括支援センターは地域で暮らす高齢のみなさんを介護、福祉、医療などさまざまな面から総合的に支えるために地域ごとに設けられました。みなさんがいつまでも健やかに住みなれた地域で生活していけるよう主任介護支援専門員（ケアマネジャー）・保健師・社会福祉士等が様々な機関と協力しながら生活を支援します。介護だけでなく福祉や生活に関することなど、お気軽にご相談ください。

こんなとき、ご利用・ご連絡ください

地域包括支援センター

▼足腰が弱り日常生活に支障がでそう
▼認知症になったらどうしよう
▼認知症のような症状が出てきた

●介護保険サービスを説明・紹介します。
●介護予防事業を説明・紹介します。

▼自分が、いま、虐待されている
▼虐待されている高齢者を見つけた
▼消費者被害にあった高齢者がいる
▼お金や財産の管理、契約に自信がなくなった

●虐待の予防、早期発見につとめ、虐待かどうかの判断、仲裁、救済を行います。
●成年後見制度など、権利を守るためのアドバイスを行います。
●お金や財産管理、契約、消費者被害の相談に関係機関と協力して対応します。

▼介護のやり方がわからない
▼介護のことでいろいろ心配
▼介護にかかるお金っていくら？

●介護に関する悩みや問題に応えます。
●さまざまな制度や地域資源を活用した総合的支援を行います。
●さまざまな機関とのネットワーク作りにつとめます。

お住まいの地域の包括へ

塩沢地域包括支援センター
（南魚沼市役所　塩沢庁舎内）
☎ ７８２－０２５２

南魚沼市地域包括支援センター
（南魚沼市役所　本庁舎内）
☎ ７７３－６６７５

大和地域包括ステーション
（大和地域包括医療センター内）
☎ ７８８－１１４４

介護保険に関するお問い合わせ

介護高齢課 介護保険係 （本庁舎） ☎025-773-6675

要介護認定など申請受付窓口

南魚沼市地域包括支援センター （本庁舎） ☎025-773-6675
塩沢地域包括支援センター （塩沢庁舎） ☎025-782-0252
大和地域包括ステーション （大和地域包括医療センター） ☎025-788-1144

困りごと、不安なこと、なんでも相談

南魚沼市地域包括支援センター （本庁舎） ☎025-773-6675
塩沢地域包括支援センター （塩沢庁舎） ☎025-782-0252
大和地域包括ステーション （大和地域包括医療センター） ☎025-788-1144

その他のお問い合わせ

介護高齢課 介護認定係 （本庁舎南分館） ☎025-778-0221
介護高齢課 包括支援班 （本庁舎） ☎025-773-6675
介護高齢課 長寿いきいき係 （本庁舎） ☎025-773-6675
福祉課 （本庁舎） ☎025-773-6667
市民課 国保年金係 （本庁舎） ☎025-773-6661

全国の介護サービス事業所が検索できます。
「介護サービス情報公表システム」
https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/15/

企画・編集・発行
南魚沼市 福祉保健部 介護高齢課 介護保険係
〒949-6696
新潟県南魚沼市六日町 180 番地 1
TEL 025-773-6675 FAX 025-773-6723
【南魚沼市公式ウェブサイト】
http://www.city.minamiuonuma.niigata.jp/